

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和5年8月18日から施行する。</u></p>					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料	(略)	(略)	処置料	(略)	(略)
等	眼瞼形成術料 片目につき <u>角膜クロスリンク</u> (新設)	22,000	等	眼瞼形成術料 片目につき	22,000
	<u>片眼</u> (新設)	<u>198,000</u> (新設)			
	<u>両眼</u> (新設)	<u>396,000</u> (新設)			
	採血料(フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症の検査) 1回	3,080		採血料(フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症の検査) 1回	3,080

	(略)		(略)	
	反復経頭蓋磁気刺激療法 1回につき	5,720	反復経頭蓋磁気刺激療法 1回につき	5,720
	<u>PFC-FD (血小板由来因子濃縮物 (凍結乾燥))</u>			
	療法 (新設)			
	<u>血液採取時 (新設)</u>	22,000 (新設)		
	<u>血小板由来因子濃縮物 (凍結乾燥) 注入時 (新設)</u>	154,000 (新設)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	
<p><b>【改正理由】</b>  眼科で実施する「角膜クロスリンク」の自費料金を設定するため及び整形外科で実施する「PFC-FD (血小板由来因子濃縮物 (凍結乾燥)) 療法」の自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。</p>				